公　示

支担官第149号
令和8年11月12日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前　田　邦　彦

下記のとおり公募する。

1　公募する事項

調達要求番号	件　　名	規格	数量	履行場所（納地）	履行期限（納期）
26S1E20058	中央指揮所警備保全システム改修	仕様書のとおり	１式	自衛隊サイバー防衛隊	令和9年3月31日

2　応募資格
(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和７年度から９年度全省庁統一資格「役務の提供等」のＣ等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
(4)　防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を（該当する省指名停止権者）が認めた場合には、この限りではない。

3　公募条件
(1)　本事業の履行能力を有する者
(2)　本事業を効率かつ効果的に実施できる技術を有していること。
(3)　本事業の履行に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。
ア　履行に必要な機械器具、設備、技術等を有すること。
イ　履行に必要な器材等に関する品質管理体制が整っていること。
ウ　履行内容に応じた所要の能力を有する技術者を確保できること。
エ　不具合発生時に迅速かつ継続的に対応が可能なこと。
オ　安全管理体制が整っていること。
(4)　下請企業への一部業務委託
当該事業の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて、前号の項目を満たすこと。

4　契約条項
(1) 役務請負契約条項（基本契約条項）
(2) 情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項　　※１
(3) 資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項　　（※該当する場合）
(4) 生産性向上推進制度に関する特約条項　　（※該当する場合）
(5) 談合等の不正行為に関する特約条項
(6) 暴力団排除に関する特約条項
※１については、別紙１を確認されたい。

5　応募に関する手続等
(1) 申込先
〒162-8805　東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
電話番号：森根　03-3268-3111（内線30249）
メールアドレス：　morinekagu@js.dss.mod.go.jp
(2) 申込受付期間
令和8年11月12日(木)～令和8年11月27日(金)12:00まで
(3) 提出書類
ア　契約希望申請書
イ　資格審査申請表
ウ　現在運用中の警備保全システムに係る受注実績一覧表（実績がない場合は省略可）
エ　本事業の履行に必要な要件に合致する設備及び体制等を証明する書類（組織図、動員計画、安全体制等）
オ　下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表
カ　本業務の効率化に関する提案書
キ　その他資格審査申請表に示す提出書類及び第３項「公募条件」を証明する書類
ク　参考見積書　　（見積書提出先）大和：　yamatoyo69@js.dss.mod.go.jp
ケ　同等品申請書（仕様書記載のカタログ製品以外で本役務を履行する場合。）
(4) 提出要領
ア　ＰＤＦ様式により電子メールで送付する。
イ　(3)ウ～クの書式は任意
ウ　必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

6　提出書類作成上の留意事項
(1) 第２項「応募資格」のない者が提出した場合、証明書は無効である。
(2) 提出書類に虚偽記載があった場合は、応募資格を失うものとする。
(3) 応募に要する費用は応募者の負担とし、提出された資料は原則として返却しない。

7　結果の通知
書類を提出した者に対し、審査結果を通知する。

別紙１

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

（会社文書管理番号等）
令和　　年　　月　　日

契約希望申請書

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会計室長　　前　田　　邦　彦　殿

所 在 地
会 社 名
代表者名

公示中の支担官第　　号（令和　　年　　月　　日）の募集に関し、審査資料を添えて応募します。

なお、同公示内容を承諾し、遵守事項等に違反しないことを誓約します。

添付書類：資格審査申請表

資格審査申請表

○○○○○○○株式会社

No.	資格要件	資格保有状況		必要な提出資料
1	予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない。	該当しない	該当する	―
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）を有する。又は、有する見込みである。	資格を有する（見込みあり）	資格を有さない	資格審査結果通知書の写し
3	希望する品目の製造又は修理等役務に必要な法令、規定に基づく許認可等を有する。	許認可等を有する。	許認可等を有さない。	許可証等の写し
4	同一又は類似品の製造又は修理実績がある。若しくは、修理等役務に必要な能力を有する。	・製造図面等保有の有無　有・無 （有：使用可能を含む。） ・製造の実績　有・無		製造図面等の保有状況に係る証明及び製造できることを証明できる資料（契約書写し等）
5	不具合発生時、迅速かつ継続的に対応できる。	対応できる。	対応できない。	―
6	統合幕僚監部が定めた「入札及び契約心得」を熟知の上、一般契約条項を適用して契約を締結することができる。	可能である。	不能である。	―
7	防衛省から指名停止の措置を受けている期間中ではない。	指名停止期間中でない。	指名停止期間中である。	―
8	現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係の有る者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者ではないこと。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者でない。	指名停止を受けている者と同種の役務契約を行おうとする者である。	―
9	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者ではない。	排除対象者でない。	排除対象者である。	―
10	秘密（特別防衛秘密又は特定秘密を含む。）を取り扱う場合には、秘密に関する文書等を保管できる設備を有し、かつ、秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、保全上支障のないことを確認した者を充てることができる。	保管設備あり（見込みあり）	保管設備なし	保全施設の確認に関する通知書
		自社規則あり（見込みあり）	自社規則なし	保全規則の確認に関する通知書又は自社規則
11	契約の履行に当たって必要となる特許権、実用新案権、著作権等の知的財産に関して法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能な者で、かつ法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な処置を講じられる。	必要な措置を講じられる。	必要な措置を講じられない。	―
12	次のいずれかに該当するとともに、役務に必要な部品等の入手が可能であること。 ⑴　本装備品等の製造会社であること。 ⑵　本装備品等の製造会社から、履行に必要な製造図面等の保持及び使用権を付与されていること。	役務に必要な部品等の入手が可能である。	役務に必要な部品等の入手が不可能である。	―

※１　資格保有状況は、該当する方に「○」を記入する。

※２　対象件名が該当しない場合は、斜線で抹消する。

別紙様式第６

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前 田　　邦 彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

同等品による入札・見積申請書

入札・見積に際し次の品目について、内訳書に示す品目の同等品をもって入札等に参加したく申請致します。

件　　名：　中央指揮所警備保全システム改修

調達要求番号：26S1E20058

番号	品　　名	形　　式	機能・性能	単位・数量	可・否

＊カタログ等機能・性能が確認できる資料を添付のこと。

上記製品の 全部 ・ 一部 を同等品として認める。

全部 ・ 一部 を次の理由により認めない。

理由：

階級　　氏名

調達要求番号：２６Ｓ１Ｅ２００５８

統　合　幕　僚　監　部　仕　様　書		
件　名	仕様書番号	ＪＳＯ－２６－８１８６
中央指揮所警備保全システム改修	作成年月日	令和８年１１月５日
	改正年月日	－
	作成担当課室等	自衛隊サイバー防衛隊

1　総　則

1.1　適用範囲

この仕様書は，自衛隊サイバー防衛隊の調達要求に係る中央指揮所警備保全システムの改修について適用する。

1.2　引用文書

この仕様書において引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札時又は見積書の提出時における最新版とする。

a）仕様書

建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

b）法令等

1）　情報システムに関する調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装備庁（事）第３号３１．１．９）

2）　情報システムに関する調達に関するサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第１８８号３１．１．９）

c）関連文書

ＪＳＯ－１１－８００４Ｂ　中央指揮所警備保全システム定期保守（仕様書）

2　役務に関する要求

2.1　一般

中央指揮所警備保全システムの監視システム管理装置（以下「監視装置」という。）の一部である制御装置の交換，監視装置から電算機室内を監視するためのカメラ等の増設及び電気錠の交換を行う。

改修にあたっては，本仕様書によるほか，警備保全システム定期保守仕様書に準拠して作業を実施するものとする。

2.2　実施場所

市ヶ谷駐屯地（東京都新宿区市谷本村町５－１），庁舎Ａ棟地下２階監視室，電算機室，空調機械室において実施する。細部は別図のとおりとする。

2.3　実施時間

０８：３０から１７：１５までの間を基準とする。ただし，作業時間を延長する場合は官側と調整を行うものとする。

2.4　情報システムに関する調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項

a）　機能・性能

契約相手方が納入する製品は，情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止，暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得るべきソースコード，プログラム，電子部品，機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

b）　品質管理

契約相手方が納入する製品は，障害等リスクが潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得るべきソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者，再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作された

ものであって，その品質を保証されたものでなければならない。

2.5　改修の実施内容，設置する機器の構成品，主要諸元及び数量

a)　ＩＴＶ制御装置の更新

1)　更新の実施内容

監視室において監視カメラの映像切替をしているＩＴＶ制御装置の更新を行う。

2)　設置する機器の構成品，数量

設置する機器及び設置のために必要な部材は契約相手方の負担により準備するものとし，設置機器の構成品及び数量は**表１**による。

表１　ＩＴＶ制御装置（設置機器の構成品及び数量）

番号	設置機器（設置場所）	構成品	数量
1	ＩＴＶ制御装置 （監視室）	ビデオウォールコントローラ メイコー（株）ＭＶＣ－ＩＰ２００８Ｂ 又は同等品以上（他社製品含む。）	1
2		タブレットＰＣ（ＭＶＣ―ＩＰ制御アプリ用） ＮＥＣパーソナルコンピューター（株） ＶｅｒｓａＰｒｏ－ＶＳ 又は同等品以上（他社製品含む。）	1
3		タブレットＰＣ用　有線ＬＡＮアダプタ ＢＵＦＦＡＬＯ（株）ＬＵＤ－Ｕ３－ＡＵ１０１ 又は同等品以上（他社製品含む。）	1
4		Ｌ２スイッチングＨＵＢ＿８ポート ＴＯＡ（株） ＡＰＬＧＭ２１２ＧＴＳＳ 又は同等品以上（他社製品含む。）	1
5		ＩＰエンコーダー（ＭＶＣ―ＩＰ入力用） メイコー（株）ＭＶＸ－Ｅ６１２２－２２ 又は同等品以上（他社製品含む。）	1
6		４Ｋスプリッタ（分割器） メイコー（株）ＱＤＳ 又は同等品以上（他社製品含む。）	1
7		操作アプリケーション メイコー（株）アプリケーション 又は同等品以上（他社製品含む。）	1

b)　監視カメラ等の増設

1)　増設の実施内容

電算機室の天井２箇所に監視用カメラ・マイク・スピーカ，壁面２箇所に対応するアンプを各１式増設するとともに，監視装置から制御できるようにする。

2)　監視カメラ，マイク，スピーカ及びアンプの設置

ⅰ）監視カメラ，マイク及びスピーカを別図に示す位置（天井）に設置する。細部の位置・指向方向は監督官の指示による。

ⅱ）アンプを，天井１箇所ごとに１つのキャビネット（契約相手方準備）に格納して設置する。細部の位置は監督官の指示による。

ⅲ）各機器の電源については，官側指定の分電盤又はコンセントから電源ケーブルを敷設して接続する。細部の位置は監督官の指示による。

ⅳ）電算機室内において，機器間及び官側指定のスイッチへの配線をする。細部の位置は監督官の指示による。

なお，電算機室から監視室の間は既設の回線を使用するため，契約相手方は配線（既設の回線までの配線を除く。）を実施しない。

3)　設置する機器の主要諸元・製品名及び数量

設置する機器及び設置のために必要な部材は契約相手方の負担により準備するものとし，設置機器の主要諸元及び数量は**表２**による。

表２　監視カメラ等（設置機器の主要諸元・製品名及び数量）

番号	設置機器(設置場所)	主要諸元・製品名	数量
1	監視カメラ（電算機室）	画像圧縮方式は，H．２６５に対応できること。 解像度は，フルHDであること。 フレームレートは，６０ＦＰＳを有していること。 光学３０倍ズームを有すること。 ＪＶＣケンウッド・公共産業システム（株） HDネットワークコンビネーションカメラ ＶＮ－Ｈ６５８　又は同等品以上（他社製品含む。）	2
2	マイク（電算機室）	無指向性であること。 感度は，－３３ｄＢであること。 最大入力音圧レベルは，１３１ｄＢであること。 オーディオテクニカ（株） 無指向性コンデンサーバウンダリーマイクロホン ＥＳ９４５WO／ＴＢ３ 又は同等品以上（他社製品含む。）	2
3	スピーカ（電算機室）	出力音圧レベルは，９３ｄＢであること。 ＪＶＣケンウッド・公共産業システム（株） 天井スピーカー　ＳＢ―Ｘ１６７ 又は同等品以上（他社製品含む。）	2
4	アンプ（電算機室）	入力換算雑音は，－１２７ｄＢｕ以下であること。 オーディオテクニカ（株） １ｃｈマイクロホンラインアンプ ＡＴ－MCＡ２０ｂ 又は同等品以上（他社製品含む。）	2
		定格出力が１０Wであること。 ＴＯＡ（株） 簡易型アンプ１０Ｗ　ＴＡ－１０２ 又は同等品以上（他社製品含む。）	2

c)　電気錠の交換

1)　交換の実施内容

空調機械室の電気錠１箇所の交換を行う。(別図参照)

2)　設置する機器の構成品及び数量

設置する機器及び設置のために必要な部材は，契約相手方の負担により準備するものとし，設置機器の構成品及び数量は**表３**による。

表３　電気錠（設置機器の構成品及び数量）

番号	設置機器(設置場所)	構成品	数量
1	電気錠（空調機械室）	電気錠ＡＵＴ 周辺金物	1

2.6　機能点検

設置作業終了後，ＩＴＶ制御装置，ＰＣ，監視用カメラ，マイク，スピーカ及び電気錠が正常に動作し，監視装置の制御下に置かれていることを確認するため，監督官立会いのもと，**表４～６**に示す機能点検を実施し，点検結果を**4.1.2**に示す作業報告書に記入するものとする。

表４　ＩＴＶ制御装置の機能点検

項目	点検・調整等
システムモニター点検	電源スイッチ及び絶縁抵抗入切スイッチ作動点検 ブライト・コントラスト点検
制御パソコン点検	電源スイッチ作動点検 ハードディスクの状態確認 マルチモニター映像切替動作確認 可動カメラのコントロール動作確認 カメラ映像切替動作確認 音響制御確認 プリセット登録モード切替・呼出確認
ＨＵＢ点検	電源及び通信ＬＥＤの動作確認
ビデオウォールコントローラー点検	電源スイッチ動作点検 ネットワークレコーダー及びＰＣの映像切替確認
ハードディスクレコーダー点検	設定確認 録画／録音・画質／音質確認
内装点検調整	装置内部のユニット,モジュール及び部品の装着状態点検調整

表５　監視カメラ等の機能点検

項目	点検・調整等
システムモニター点検	電源スイッチ及び絶縁抵抗入切スイッチ作動点検 ブライト・コントラスト点検
制御パソコン点検	電源スイッチ作動点検 ハードディスクの状態確認 マルチモニター映像切替動作確認 可動カメラのコントロール動作確認 カメラ映像切替動作確認
ＨＵＢ点検	電源及び通信ＬＥＤの動作確認
パワーアンプユニット点検	電源スイッチ動作点検 音声出力確認
マイクモニタリングユニット点検	音質，明瞭度，歪みの点検
ハードディスクレコーダー点検	設定確認 録画／画質／音質確認

表６　電気錠の機能点検

項目	点検・調整等
機械的・電気的動作点検調整	ドアクローザー速度点検調整 扉の開閉点検調整 受座取付位置点検 サムターン及びレバーハンドルの作動点検調整 鍵による施錠解錠点検 遠隔操作での鍵の施錠解錠・警報点検

2.7　その他

a)　設置に当たっては適切な養生を行い，設置する機器並びに施設及び他の機器に損害を与えないこと。

b)　設置及び機能点検に使用する資機材等は，契約相手方が準備すること。

c)　設置に伴い既存部分の改造等が必要となる場合には，契約相手方の負担において実施すること。

d)　設置により,施設若しくは機器に何らかの損傷又は監視装置の機能に影響が発生した場合,直ちに監督官に報告するとともに，官側の指示に従い，契約相手方の責任及び費用負担により修復等を行うこと。

e)　設置による取外した機器及び発生材は，監督官の確認を受けたのち，契約相手方の負担において適法に処分すること。

3　監督及び検査

監督及び検査は，支出負担行為担当官（以下,「支担官」という。）の定める監督及び検査実施要領に基づき実施するものとする。

4　その他

4.1　提出書類

4.1.1　作業実施計画

契約相手方は契約締結後速やかに，作業実施計画を作成し，監督官の承認を受けたのち作業に着手するものとする。

4.1.2　作業報告書及び役務時間確認書

契約相手方は作業終了後速やかに，別紙様式１に示す作業報告書，別紙様式２に示す役務時間確認書により作成し，監督官に提出するものとする。

4.2　立入制限された区画への立ち入り

この契約の履行に当たり，立入制限された区画に立ち入る場合は個人ごとに許可が必要となるため，契約相手方は，立入申請要領について確認し，速やかに当該箇所に立ち入る人員全員について所要の立入申請を行い，実際に立ち入る期日までに許可を得るほか，官側の指示に従うものとする。

4.3　情勢の変化によって官側が実施する所持品検査の受検について

情勢の変化による保全上の必要性が生起した際，中央指揮所出入口等において官側が実施する所持品検査の要請に従うものとする。

4.4　官側における支援

契約相手方は，次の事項について，官側の支援を必要とする場合には，事前に官側と協議の上，無償で官側の支援を受けることができるものとする。

a)　駐屯地における施設の利用及び構内回線の使用

b)　その他，必要と認めた事項

4.5　仕様書の疑義

この仕様書の内容について疑義が生じた場合は，支担官と協議するものとする。

別紙様式１

殿

年　　月　　日

契約相手方

現場責任者名

印

作　業　報　告　書

契約件名：

契約番号：

対象機器名：

作　業 年月日	点　検　項　目	作　業　内　容	処　置　事　項	作業実施者署名

上記のとおり確認する。

年　　月　　日

監督官

所属

階級氏名　　印

別紙様式２

役　務　時　間　確　認　書

契　約　相　手　方				
契　約　件　名				
契　約　番　号		契約年月日		
作業実施年月日				
実　施　場　所				
作　業　員　氏　名	所　属　会　社　名	所　属　部　門	作　業　時　間	備　考

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

派遣作業員

会　社　名

責任者氏名　　印

上記のとおり確認する。

年　　月　　日

監督官

所　属

殿　　氏　名　　印

注１　確認書は、２部作成し次のとおり送付する。

監督官×１、契約相手方（作業責任者）×１

２　作業時間は、時間単位として「分」は１０進法により時間に換算する。

この場合少数第１位までとし、第２位以下は切捨てる。

（例）３時間は３．０Ｈ、２時間１５分は２．２５Ｈであるが２．２Ｈとする。

３　休息時間は除くものとする。

４　備考欄は作業内容を記入する。

別　図

改修箇所　平面図

A棟地下2階

凡例


：カメラ、マイク、スピーカー

：監視方向

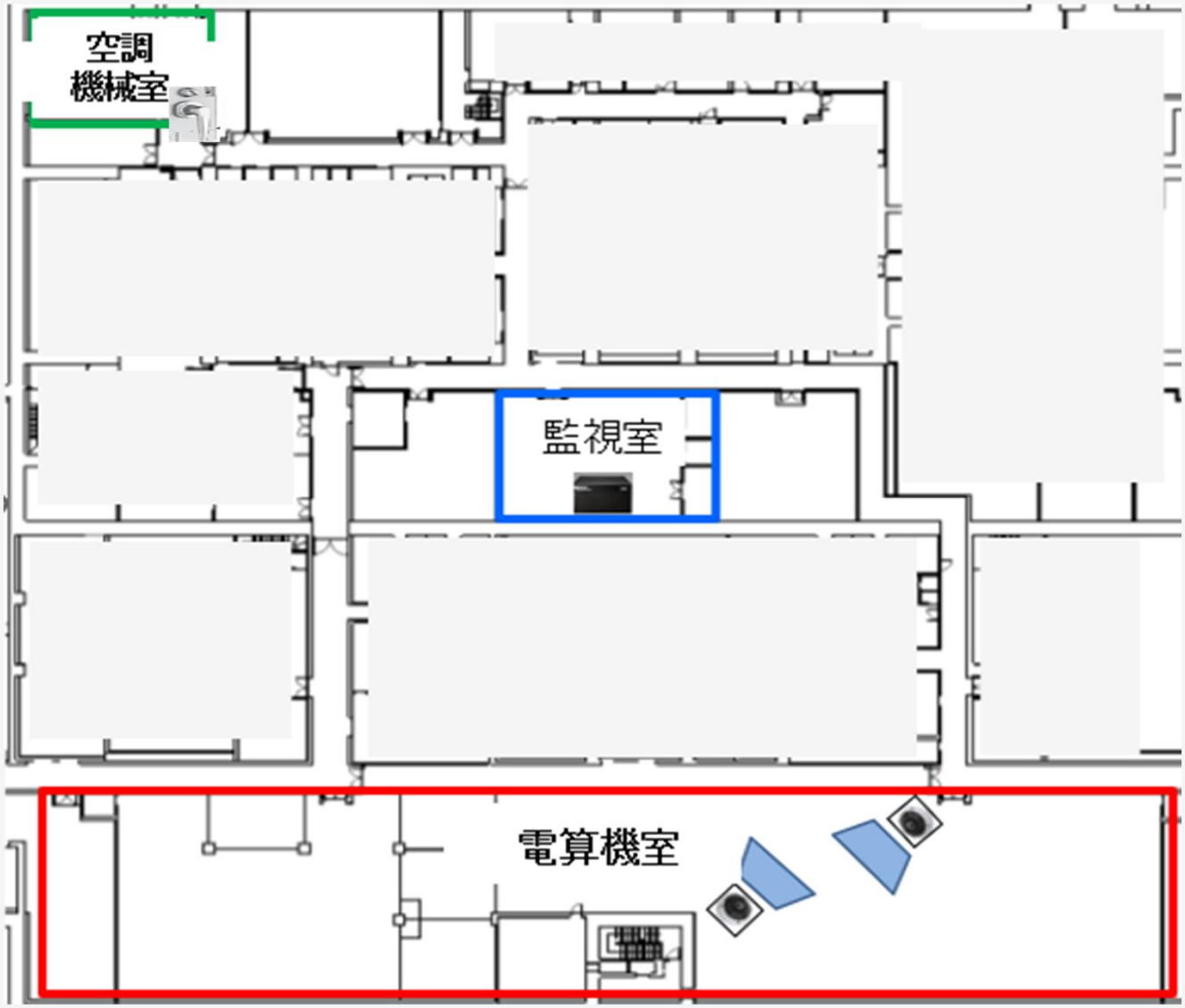
：電算機室

：監視室


：制御装置

：空調機械室


：電気錠



＊　電算機室から監視室までの配線は,既設のケーブルを使用するものとする。